

火災予防対策について

川口市消防局予防課



近年の福祉施設の火災事例

	施設名称	所在地	規模	死者	負傷者
H 1 8	グループホームやすらぎの里	長崎	279.1㎡	7	3
H 2 0	ハイムひまわり	神奈川	317.98㎡	3	1
H 2 0	六郷の社	宮城	2,234.88㎡		33
H 2 0	ROSE 倶楽部粒来	福島	379.0㎡	2	3
H 2 1	静養ホームたまゆら	群馬	118.41㎡ 188.81㎡ 80.68㎡	10	1
H 2 2	グループホームみらいとんでん	北海道	248.43㎡	7	2
H 2 5	グループホームベルハウス東山手	長崎	581.85㎡	5	7
H 2 5	安部整形外科	福岡	681.71㎡	10	5
H 2 8	共同生活事業所ひだまりⅢ	愛媛	173.48㎡	3	2

人的被害の要因

◎防火区画の不備

- ・防火戸や防火シャッターの閉鎖障害
- ・階段室など縦穴区画の不備
※火災の延焼スピードが速くなり、避難しなければならない時間が短くなる。

◎火災発生時の初動体制の不備

- ・119番通報の遅れ
- ・初期消火の不備
- ・避難誘導の不備

◎従業員に対する教育、訓練の不備

防火区画の重要性、火災発生時の初動体制については施設管理者や防火管理者だけでなく、全ての従業員が熟知していなくてはなりません。そのため、従業員に対する教育や繰り返しの訓練が必要です。



消防法令の改正①

◎消防法上の福祉施設の区分を改正

(6)項ロ	施設名称	
(1)	老人短期入所施設・有料老人ホームなど	高齢者
(2)	救護施設	生活保護者
(3)	乳児院	児童
(4)	障害児入所施設	障害児
(5)	障害者支援施設・短期入所施設・共同生活援助施設	障害者

※避難が困難な要介護者を主として入所または宿泊させるものに限る

(6)項ハ	施設名称	
(1)	老人デイサービスセンター・老人福祉センター	高齢者
(2)	更生施設	生活保護者
(3)	助産施設・保育所・児童養護施設	児童
(4)	児童発達支援センター	障害児
(5)	身体障害者福祉センター・障害者支援施設	障害者

消防法令の改正② ハード面

平成27年4月から

◎スプリンクラー設備

スプリンクラー設備とは、自動で火災を感知し、消火する設備です。設置しなければならない防火対象物の範囲が拡大されました。

- ・ (6) 項口 (1)、(3) の全て
- ・ (6) 項口 (2)、(4)、(5) で「介助がなければ避難できない者」を概ね8割以上入所させているもの全てに必要

※水道連結型が設置されている場合は、断水時の対策が必要！！

◎自動火災報知設備

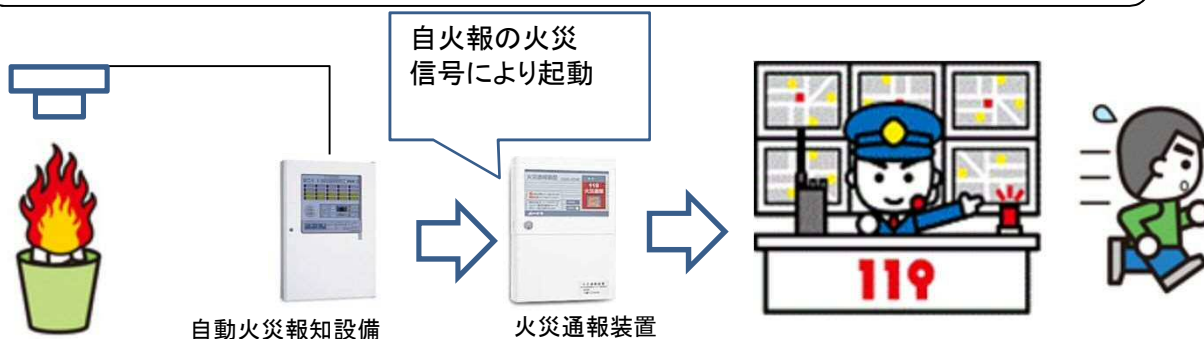
自動火災報知設備とは、自動で火災を感知し、建物内の人に知らせる設備です。設置しなければならない防火対象物の範囲が拡大されました。

(6) 項口に加えて、(6) 項ハで**利用者を入居または宿泊させるものを追加**

◎自動火災報知設備と火災通報装置の連動

自動火災報知設備が、自動で火災を感知し、火災通報装置により自動で119番通報することができます。

(6) 項口の**火災通報装置**は、**自動火災報知設備**の作動と**連動**して起動することが**義務**



※既存の施設は平成30年3月31日まで経過措置がありました。

消防訓練について ソフト面

- ・訓練は実施した後の検討が重要です。
- ・最少人員での訓練が効果的です。
- ・訓練には消火、避難、通報訓練があります。
- ・訓練**実施前**に、受け持ちの消防**分署**へ「**消防訓練実施計画通知書**」を提出してください。（川口市消防局のHPからダウンロードできます）

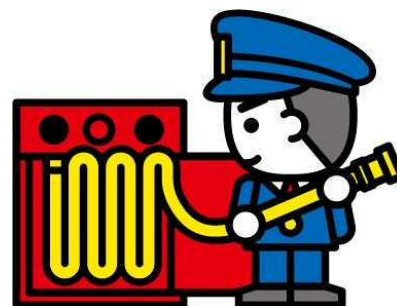
◎消火訓練（年2回以上）

- ・消火器で初期消火できれば被害は最小限です。
- ・全職員が普段から消火器の位置を把握する。
- ・火点を確認しに行くときは消火器を持って行く。
- ・全職員が消火器の取扱いを習得する。



◎避難訓練（年2回以上）

- ・施設や利用者によって避難方法もさまざまです。
- ・普段から避難経路に避難障害物品となるものがないか確認する。
- ・夜間の火災時は電源が落ちて暗闇となる。
- ・施設内の比較的安全な場所へ一時避難することも検討する。（参考資料2参照）



◎通報訓練（消防計画に基づく回数以上）

- ・全職員が火災通報装置の使用方法を習得する。
- ・全職員が119番通報のかけ方を習得する。
- ・火災時に119番通報で伝えることは

「施設名称、住所、電話番号、何が燃えているのか、逃げ遅れの有無」

その他、消防職員の質問に答えてください。

違反対象物の公表制度

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その**法令違反の内容**を利用者へ公表することにより、**利用者の防火安全に対する認識を高め**て**火災被害の軽減を図る**とともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図ることを目的としています。

◎ 重大な違反とは

- ・ 自動火災報知設備
 - ・ スプリンクラー設備
 - ・ 屋内消火栓設備
- の未設置

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。



お問い合わせ

- ・ 防火管理、消防用設備等について分からないことがある場合。
- ・ 避難口に鍵を設けるとき、建物を改装するとき、窓ガラスにフィルムを貼付する場合。
- ・ 消防用設備等の移動、改修、撤去などの工事を行う場合。

新築や用途変更など**確認申請を伴う場合は消防局予防課**へ、既存の建物など**確認申請を伴わない場合は管轄の消防署**へ、それぞれご相談ください。

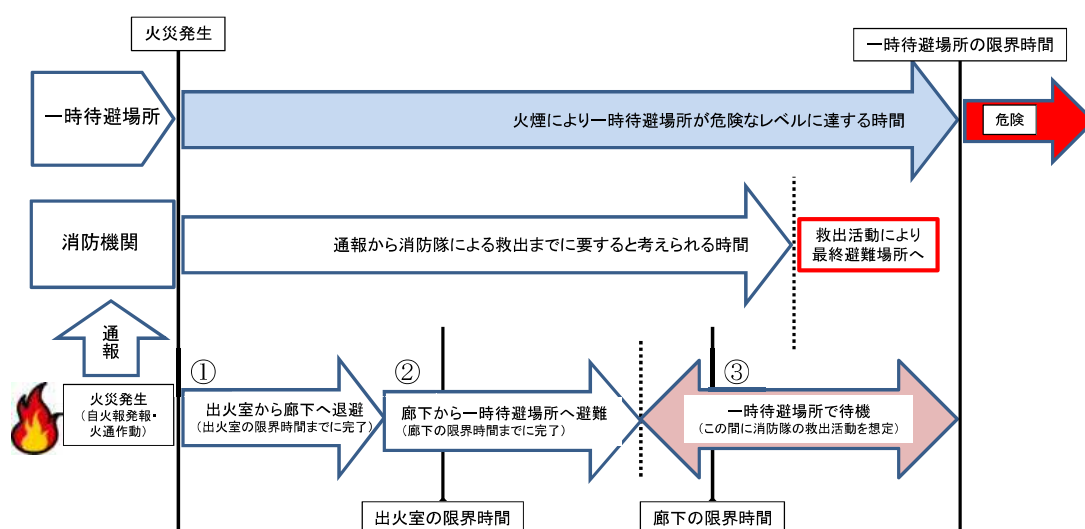
その他

- ・ 消防用設備等の使用方法は、消防訓練や消防用設備等の点検時等に消防職員や消防設備業者に確認してください。

一時待避場所を活用した避難方法について

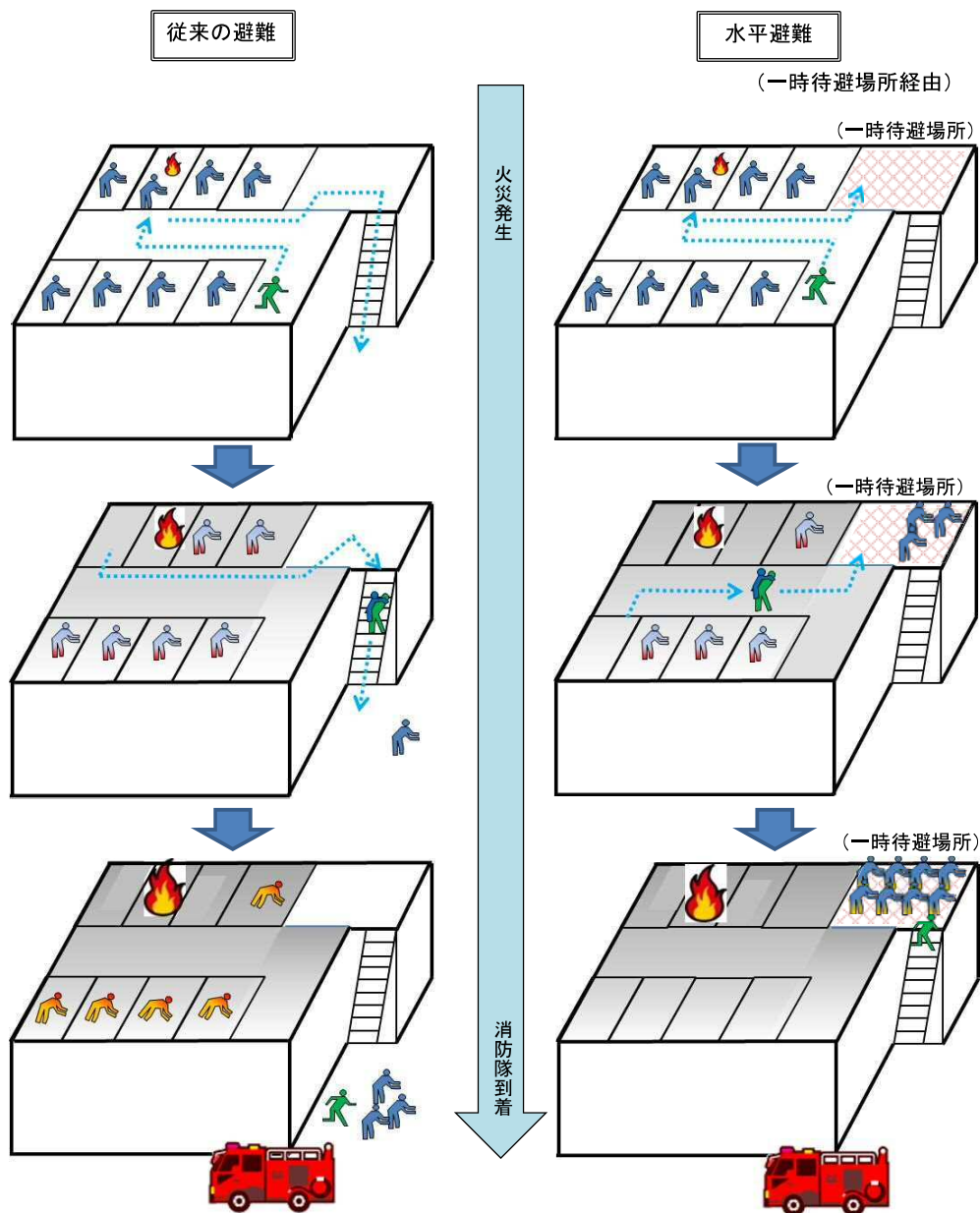
1 概要

- ① 火災室が危険な状況となる時間前に、火災室から退避する（退避後、火災室の戸を閉鎖する。）。
- ② 廊下が危険な状態となるまでに、廊下を通じ、一定の条件を満たす一時待避場所[※]へ水平的に避難する（待避中は、廊下と一時待避場所の間の戸は閉鎖し、消防隊が到着するまで待機する。）。
- ③ 一時待避場所が危険な状態となる時間までに、安全な場所へ避難する（一時待避場所から屋外の地上までの避難は消防隊による救出を想定。）。



【図 1】 一時待避場所を活用した避難方法
（限界時間との関係）

2 従来の避難方法との違い



【図2】従来の避難と一時待避場所への水平避難の比較

事業者の皆様へ

川口市では全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年以上経過しています。

設置した住宅用火災警報器を正常に使用し続けるためには、定期的（年2回）な点検と反応しない場合の交換が必要となります。また、住宅用火災警報器の交換目安は10年となっていることから、今後、交換が必要な住宅用火災警報器は増加していくものと考えられます。

火災の被害を少なくできる住宅用火災警報器の点検及び交換を促進する映像が次のURLから視聴できますのでご活用くださるようお願いいたします。

<消防庁ホームページ URL>

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post-4.html>

映像の視聴及びリーフレットのダウンロードが可能です。

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、 とりかえろ。



古くなった住宅用火災警報器は
交換しましょう



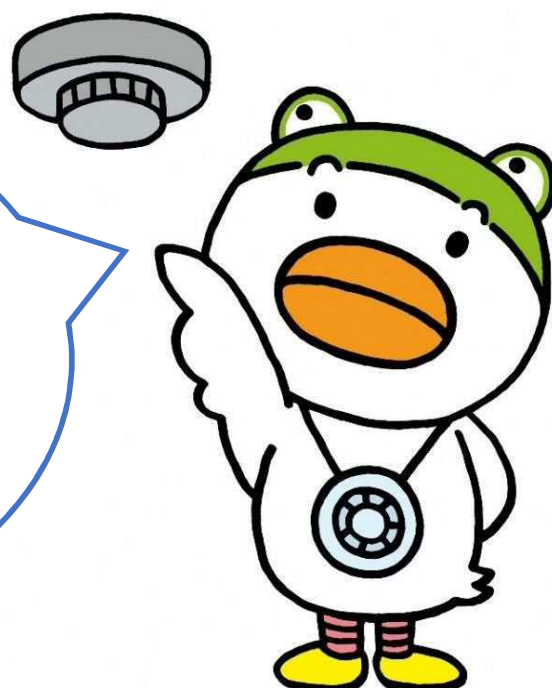
1 定期的に点検する。

※点検方法は説明書を確認ください。



2 10年を目安に交換する。

家電製品の標準的な使用期間は7年から10年と言われています。住宅用火災警報器も同じで古くなると、電子部品の劣化や電池切れ等が原因で火災を感知しなくなってしまい、とても危険です。



問合せ先：川口市消防局 予防課

TEL：048-261-8371



詳しくはこちら

介護高齢者福祉施設等の皆様へ

川口市においては、介護高齢者福祉施設等の施設数が増加の一途を辿るとともに、これらの施設からの救急要請も増加し、医療機関収容に困難な事案も多数発生しております。

介護高齢者福祉施設等の皆様におかれましては、各施設における協力病院との連携を密にし、スムーズな搬送体制を確立できるよう、御協力お願いいたします。

なお、救急車を要請した際に、傷病者情報の申し送りを円滑に行えるように「救急医療情報提供票」を作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/05010/040/oshirase/32639.html>